

埼玉県中小企業高度化資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県中小企業高度化資金貸付規則（平成8年埼玉県規則第35号。以下「規則」という。）の規定に基づき、県が貸し付ける中小企業高度化資金（以下「貸付金」という。）の貸付けに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定期償還期日)

第2条 規則第2条第1項に規定する貸付金の償還期日は、原則として、貸付実行日が6月21日から12月20日までのものにあつては毎年6月20日、貸付実行日が12月21日から6月20日までのものにあつては毎年12月20日とする。

2 前項の償還期日が金融機関の休業日に当たるときは、それぞれ次の最初の金融機関の営業日を償還期日とみなす。

(据置期間中の利子支払期日)

第3条 規則第2条第7項に規定する据置期間中の利子の支払期日は、前条第1項及び第2項の規定を準用するものとする。

(利子計算方法)

第4条 利子の計算期間が一年に満たない場合の利子の計算方法等は、次のとおりとする。

一 貸付金残高 × 年利率 × 貸付日数 ÷ 365

二 一年の日数は、うるう年であっても365日として計算する。

三 貸付日数は、貸付実行日及び償還日を含むものとする。

2 利子に一元未満の端数金額が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 繰上償還の場合にあつては、借主は、繰上償還する金額と、当該貸付金の利子を同時に支払わなければならない。

(借入申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する借入申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第3条第2項に規定する書類は、申請者の法人格、貸付対象事業の種類・内容及び貸付後の債権保全の必要性によって、次の各号に掲げるもののうちから指定する書式及び別途その都度指定する書類とする。

一 事業実施計画書（貸付対象事業の種類ごとに独立行政法人中小企業基盤整備機構が指定する様式）

二 総会、理事会又は役員会の議事録謄本

三 組合員名簿又は株主名簿

四 定款、登記事項証明書及び印鑑証明書

- 五 連帯保証承諾書（様式第2号）
- 六 設計図、見積書、仕様書、カタログ、契約書等の写し
- 七 担保に提供しようとする物件の登記事項証明書
- 八 法令による許認可書の写し
- 九 最近の決算書

（貸付決定）

第6条 規則第4条第1項に規定する貸付の適否の通知は、適の場合にあつては様式第3号の貸付決定書により、否の場合にあつては、様式第4号の通知書により行うものとする。

（金銭消費貸借契約）

第7条 規則第4条第2項に規定する金銭消費貸借契約を締結する契約書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第4条第3項に規定する地方公共団体等は、地方公共団体のほか、当該法人の資本金又は基本財産の4分の1以上の額を地方公共団体が出資又は出えんしている法人とする。

3 規則第4条第3項に規定する金銭消費貸借契約を締結する契約書の様式は、様式第6号のとおりとする。

（担保）

第8条 規則第5条第1項に規定する担保は、原則として、貸付対象施設又は貸付金で取得した資産を徴するものとし、債権保全上必要があると認められる場合には、その他の資産等も併せて徴するものとする。

2 貸付対象施設に抵当権を設定して担保とする場合には、第一順位の抵当権とする。

3 損害保険金支払請求権、預金払い戻し請求権等に質権を設定して担保とする場合には、第一順位の質権とする。

4 担保の提供者は、貸付けの決定を受けた者（以下「被決定者」という。）若しくは借主、又は第三者のいずれでも差し支えないものとする。

（連帯保証人）

第9条 規則第5条第2項に規定する知事の指定する者は、次の各号に掲げる借主ごとに、それぞれ定めるとおりとする。

- 一 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年5月26日政令第182号）第3条第2項第1号に定める一般社団法人等（原則として理事全員（地方公共団体が出えんしている法人にあつては、地方公共団体の職員の身分を有している者を除く。）

ただし、質権の設定、損失補償契約等により必要な債権保全措置が講じられている場合は、連帯保証人を徴求しない。

- 二 会社（原則として取締役全員（地方公共団体が出えんしている会社にあつては、地方公共団体の職員の身分を有している者を除く。）

ただし、質権の設定、損失補償契約等により必要な債権保全措置が講じられている場合は、連帯保証人を徴求しない。

三 前各号に定める以外の者 知事はその都度指定する者

(計画変更承認申請書)

第10条 規則第7条に規定する計画変更承認申請書の様式は、様式第7号のとおりとする。

(完了報告書)

第11条 規則第11条に規定する完了報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(違約金を徴しない特別な理由)

第12条 規則第13条第1項に規定する特別な理由は、原則として次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 県の歳入となったのは支払期日後であっても、借主は支払期日までに金融機関に払い込んでいる場合。

二 災害、事故、交通機関又は通信手段の途絶等、支払期日までに支払うことが客観的に困難な状況であったと認められる場合。

三 規則第12条第7号から第10号のいずれかに該当することを理由として同条の規定による請求をした金額が支払期日までに支払われなかった場合であって、かつ、借主及び連帯保証人も無資力に近い状態にあり、違約金の徴収が極めて困難であると認められる場合。この場合において、請求しないこととする違約金の額は、担保処分等によっても支払いを受けることができないと認められる違約金の額を限度とする。

四 前号の場合において、償還期限までに支払われていない定期償還金がある場合。この場合において、当該定期償還金の違約金も前号に準じて取り扱うことができる。

2 規則第13条第2項に規定する特別な理由は、原則として次の各号のいずれかに該当する場合とする。(この項に限り、借主には貸付対象施設を占有している組合員を含む。)

一 規則第13条第2項の違約金を請求しようとするとき、借主が規則第12条第7号から第10号のいずれかに該当する状態で、かつ、借主及び連帯保証人も無資力又は無資力に近い状態にあり、違約金の徴収が極めて困難であると認められる場合。この場合において、請求しないこととする違約金の額は、担保処分によっても支払いを受けることができないと認められる違約金の額を限度とする。

二 違約金の徴収によって、借主の事業継続に著しい障害が生じると認められる場合。

三 借主の申出によって規則第12条の規定による請求をすることとなった場合。この場合において、違約金計算の基礎とする日数は、当該請求に係る貸付金の貸

付の日から借り主の申し出の日までの日数とする。

四 県の検査若しくは調査又は会計検査によって規則第12条の規定による請求をすることとなった場合。この場合において、違約金計算の基礎とする日数は、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から県の検査若しくは調査又は会計検査の日までの日数とすることができる。

(連帯保証人の変更)

第13条 規則第15条の規定により、被決定者又は借主が連帯保証人を変更するため知事の承認を受けようとするときは、様式第9号の連帯保証人変更承認申請書を提出しなければならない。

(利用状況報告書)

第14条 規則第16条に規定する利用状況報告書の様式は、様式第10号のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成9年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月18日（適用日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月26日（適用日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月10日から施行する。